

○下関市空き家情報提供事業実施要綱

平成17年2月13日制定

(目的)

第1条 この要綱は、地域資源の有効活用を図る観点から、U・Iターン者等空き家情報提供推進地区（別表1に定める区域をいう。以下「推進地区」という。）に定住する意思を持ち、推進地区内の空き家（以下「空き家」という。）を賃貸借契約若しくは売買契約により利用することを希望する者（以下「空き家希望者」という。）に対して、空き家所有者及び管理者から収集した空き家情報を提供することにより、推進地区内の人口定住の促進及び地域の活性化を図ることを目的とする。

(台帳の整備)

第2条 市長は、推進地区内の空き家情報を収集し、空き家所有者又は管理者に空き家提供の意思確認を行い、空き家台帳（以下「台帳」という。）を整備するものとする。

2 台帳には、次に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 空き家の所在地
- (2) 空き家の所有者及び管理者の氏名、連絡先
- (3) 空き家の概要
- (4) 空き家の生活環境
- (5) その他必要と思われる事項

3 台帳は、別表2に定めるところ及び別に市長の定める場所にて管理及び整理するものとする。

(台帳の閲覧)

第3条 空き家希望者は、別表2に定める場所及び別に市長の定めるところにおいて、台帳を閲覧することができる。

(交渉)

第4条 空き家希望者は、空き家の賃貸借契約若しくは売買契約について当該所有者又は管理者と直接交渉するものとする。

2 空き家希望者は、前項の規定による交渉を開始する旨及び当該交渉の交渉結果を市長に報告しなければならない。

(その他)

第5条 この要綱の実施に関し、必要な事項は市長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年2月13日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年8月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第1条関係）

対象となる区域

区域名
菊川総合支所管内
豊田総合支所管内
豊浦総合支所管内
豊北総合支所管内
吉田支所管内
内日支所管内

別表2（第2条、第3条関係）

空き家台帳の管理及び整理並びに閲覧場所

課所名
総合政策部企画課
まちづくり推進部まちづくり支援課
菊川総合支所地域政策課
豊田総合支所地域政策課
豊浦総合支所地域政策課
豊北総合支所地域政策課
吉田支所
内日支所